

2011年3月31日
マスミューチュアル生命保険株式会社

東北地方太平洋沖地震の被災者の方々に対する契約者貸付の特別取扱いについて

このたびの地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
弊社では、今回の東北地方太平洋沖地震で被害を受けられた方々を支援するため、下記のとおり、特別措置を実施することを決定いたしました。

記

■新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）

新規の契約者貸付について、以下のお取扱いをさせていただきます。

対象のご契約	災害救助法適用地域(※1)に居住されている被災ご契約者様のご加入の個人保険・個人年金保険。(ただし、変額保険及び変額年金保険等契約者貸付制度の取扱がない商品を除きます。)
金利	年利 1.5%(※2)
契約者貸付金額の上限	100万円まで(ただし、解約払戻金の一定割合以内)
特別金利適用期間	2011年12月31日まで
新規貸付受付期間	2011年6月30日まで

- ※1 東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用地域。ただし、大量の帰宅困難者が発生したことなどに伴い、災害救助法が適用された東京都を除きます。
※2 契約者貸付の金利が1.5%未満のご契約の場合、本特別取扱いの対象とはいたしません。

以上